



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会社名 油研工業株式会社
代表社名 代表取締役社長 田中 治
(コード番号 6393 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
永久 秀治
(TEL 0467-77-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条に定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 30 条（取締役の責任免除）および第 40 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 30 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 19 条～第 29 条 (条文省略)	第 19 条～第 29 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第 30 条 (取締役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であることを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>39</u>条 条数の繰り下げ (現行どおり)</p> <p><u>第40条（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 条数の繰り下げ (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年6月25日（木）
平成27年6月25日（木）

以上